

3. 虚偽・誇大広告について

3-1. 現行法の規定

- ◆ 特商法第12条は、通信販売における商品・役務の性能・内容や解約に関する事項等の表示について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示を禁止している。
- ◆ 特商法第12条に違反した場合、行政処分の対象となるほか、100万円以下の罰金が科される。

特定商取引法

第12条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 略

三 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

特定商取引法施行規則

第11条 法第十二条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果

二 商品、権利若しくは役務、販売業者若しくは役務提供事業者又は販売業者若しくは役務提供事業者の営む事業についての国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

三 商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名

四 法第十一条各号に掲げる事項